

令和 4 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和4年6月8日（水）

令和4年度 第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時
令和4年6月8日(水)
午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所
赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者

〔委員〕 (学識経験者)	谷山 甫 浜野 好正	児嶋 佳文 萬代 由希子	目木 敏彦 萬代 新一郎
(市議会議員)	中谷 行夫 前川 弘文	井田 佐登司 瓢 敏雄	荒木 友貴
(公募市民)	奥道 一二美	門田 守弘	
(関係行政機関)	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所 赤穂警察署	所長 交通課長	荒谷 一平 喜多村 勇輔
〔事務局〕	建設部長 都市計画推進担当部長 都市計画課長 建築係長 計画係長 技術員 企画政策課長 危機管理担当課長 環境課長 社会福祉課長 土木課長 公園街路課長 区画整理課長 企業立地推進担当係長 農林水産課長 下水道課長	小川 尚生 澗口 彰利 澁谷 晃 長棟 由樹 門口 幸夫 金家 弘明 玉木 哲也 廣井 紀吉 丸尾 誠 山内 陽子 坂本 良広 畑中 教秀 松村 学 宍戸 崇起 山本 政秀 藤本 則弘	
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項

第1号議案	会長の互選について
第2号議案	会長職務代理者の指名について
第3号議案	赤穂市都市計画マスタープランの改定について
6. 報告事項

報告第1号	都市計画の概要について
-------	-------------
7. その他
8. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の案件は審議事項として、「会長の互選」、「会長職務代理者の指名」と「赤穂市都市計画マスタープランの改定」の3つでございます。</p> <p>また、報告事項としまして、「都市計画の概要」を予定しております。</p> <p>本日の審議会は、委員改選のため、会長が決まるまでの間、事務局の方で進行をさせていただきます。</p> <p>本審議会は「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第7条により、原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>本日は、委員改選後、最初の審議会となりますので、開会にあたり、牟禮市長より御挨拶を申し上げます。市長、よろしく申し上げます。</p>
市長	<p>(市長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に、次第3. 委員の紹介に移ります。</p> <p>それでは、このたび選出されました委員の皆様を御紹介させていただきます。配布しております、名簿順に読み上げますのでご了承願います。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の15名の皆様で2年間お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。次に、事務局の職員を紹介します。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>どうぞよろしく申し上げます なお、市長は所用のため、ここで退席いたします。</p> <p>【市長退席】</p> <p>続きまして、次第4. 審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>委員15名のうち、本日の出席者は15名でございます。よって、委員全員の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により本審議会は成立いたしました。</p> <p>続きまして、次第5. 審議事項について、ご説明申し上げます。議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案「会長の互選」についてです。会長については、赤穂市都市計画審議会条例第6条第1項および赤穂市都市計画審議会議事運営規則第4条により、会長は、学識経験者のうちから委員の互選により選ぶとなっておりますが、どのようにいたしましょうか。</p>
委員	<p>都市計画に関する経験や知識をお持ちの一委員が適任かと思っておりますので、一委員をお願いしてはいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>一委員より、ご発言がございましたように、一委員に会長をお願いする事で、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声】</p> <p>異議がないようですので、会長は一委員と決まりました。 それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条によりまして、議事の進行を一会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p style="text-align: center;">(会長あいさつ)</p> <p>それでは、議案書2ページをお願いします。 第2号議案「会長職務代理者の指名」についてであります。 会長職務代理者は、赤穂市都市計画審議会条例第6条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、会長職務代理者として一委員を指名させていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声】</p> <p>ありがとうございます。異議なしのお言葉がございましたので、会長職務代理者は、一委員に決定いたしました。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」と「一委員」をお願いします。</p> <p>続いて、第3号議案「赤穂市都市計画マスタープランの改定」について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第3号議案「赤穂市都市計画マスタープランの改定について」、ご説明します。議案書は3ページをお願いします。別冊の資料1-1から1-3の「赤穂市都市計画マスタープラン(素案)」、「令和3年度第2回赤穂市都市計画審議会(書面開催)の結果」、「赤穂市都市計画マスタープラン改定スケジュール(案)」を添付しております。</p> <p>はじめに、資料の修正があります。 資料1-1「赤穂市都市計画マスタープラン(素案)」をお願いします。 49ページ、目標4:誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりについて、下から3行目「<u>バリアフリー化によるハード面の環境整備</u>とともに、」を「<u>バリアフリー化によるハード面の環境整備</u>とともに、」に修正します。</p> <p>併せて、資料1-2「令和3年度第2回赤穂市都市計画審議会(書面開催)の結果について」に添付している、「赤穂市都市計画マスタープラン改定に係る新旧対照表」を修正します。</p>

右側の「変更後」、下から3行目の下線部「ハード面の環境整備にとともに、」を「ハード面の環境整備とともに、」に修正します。資料の修正は、以上です。

資料 1-1「赤穂市都市計画マスタープラン（素案）」をお願いいたします。

本市では、これまで「赤穂市都市計画マスタープラン」を策定し、長期的な視点に立った計画的な都市づくりを進めてきました。

本マスタープランの上位計画にあたる「2030 赤穂市総合計画」、県の「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」が令和3年に策定され、また、人口減少・少子高齢化社会の進展などの社会情勢の変化等へ適切に対応する必要があることから、令和4年度末を目標に現「赤穂市都市計画マスタープラン」を改定します。

このことから、今後の社会情勢の変化や本市の現状と課題を踏まえ、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、都市づくりの基本的な方針となる「赤穂市都市計画マスタープランの改定」、について諮問されました。

表紙の次のページ、目次をお願いいたします。構成といたしまして、第1章から第6章までの、全体で6つの章となっております。

第5章、第6章につきましては、第2回審議会でご審議をお願いいたします。

次に1ページをお願いいたします。都市計画マスタープランにつきましては、今後のまちづくりを進める上での都市計画に関する基本的な方針を示してございます。その下段にはその位置づけとして規定計画等との関係を図示しております。

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2に規定されており、市の総合計画、並びに都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即し、市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものであります。

また、この都市計画マスタープランを定めたときは、遅滞なく公表するとともに県に通知しなければならないとなっております。

次に2ページをお願いいたします。本計画の目標年次は、おおむね10年後の令和12年度としています。また、本計画の対象区域は市全域を対象としています。

次に3ページをお願いいたします。本計画の構成については、市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ごとに定める「地域別構想」の2段階構成としています。

次に4ページをお願いいたします。計画見直しの背景ですが、本市では平成25年に現計画を策定し、まちづくりに取り組んできましたが、策定から約10年が経過し、上位計画である2030赤穂市総合計画および西播磨地域都市計画区域マスタープランが改定されたことや人口減少・少子高齢化社会の進展など社会情勢の変化に対応する必要があることから、現計画の見直しを行うものです。

次に5ページをお願いいたします。5ページからは、第2章 赤穂市の現状と課題であります。5ページから28ページに、自然、人口、産業、観

光、土地利用、交通、都市計画など 10 の視点から本市の現況や特性などを整理しております。

29 ページをお願いします。29 ページから 30 ページに、昨年実施した「まちづくり」アンケートの結果を整理しております。土地利用、道路、公園などの都市施設、都市防災、都市景観などについて市民の意向を調査し、50 ページ以降の第 4 章 分野別の整備方針に反映しております。

31 ページをお願いします。31 ページから 37 ページに上位計画の概要を整理しております。

次に 38 ページをお願いいたします。38 ページから 39 ページに赤穂市の概況、住民意向の把握、上位計画などの整理を踏まえ、人口対策・産業、土地利用、交通ネットワーク、水とみどり、生活環境、景観形成、市街地整備、防災の 8 つの視点から今後の都市づくりの課題を整理しております。

次に 40 ページをお願いいたします。40 ページからは、第 3 章 目指すべき都市像であります。

41 ページをお願いします。第 2 章で整理した上位計画の理念、都市づくりの課題を踏まえ、「都市づくりの視点」として、①都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり、②地域の資源や活力を活かした都市づくり、③安心・安全な都市空間づくりを「将来の都市像」として「自然・歴史・産業が育む 交流が盛んな活力あるまち 赤穂」を設定しております。

次に 42 ページをお願いします。将来の都市構造について、都市構造は計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系などを要素に都市のかたちを表したもので、44 ページに図示しております。

JR 播州赤穂駅周辺を、市の中心となる都市機能拠点として設定するほか、有年駅および坂越駅周辺を生活機能拠点として設定しております。

次に、45 ページをお願いします。ここでは、都市づくりのフレームとして将来人口と区域区分を設定しております。

本計画の目標年次に当たる 2030 年人口は、2030 赤穂市総合計画の目標人口を踏襲し、42,000 人を目標人口としています。

次に、47 ページをお願いします。ここでは、将来像の実現に向けて、都市計画の観点から取り組むべき目標を 5 つ設定しております。

48、49 ページをお願いします。目標 1、「都市機能の誘導と良好な居住環境づくり」です。

持続可能な都市づくりを進めるため、JR 播州赤穂駅周辺、JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を進めます。

また、市街化調整区域では、コミュニティの維持や日常生活に必要なサービス機能を確保するなど、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくりを進めます。

目標 2、「水とみどりの豊かな都市空間づくり」です。本市特有の瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や、国指定史跡の赤穂城跡や赤穂義士ゆかりの史跡、歴史的なまちなみなど、豊かな自然環境や歴史的風土、地域資源を活かした都市空間の形成や自然環境、歴史環境の保全を進めます。

目標 3、「にぎわいのある地域産業の振興と活力ある都市づくり」で

す。JR 播州赤穂駅周辺の中心市街地において、空き店舗活用によるにぎわいづくりや地域の維持管理、運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図ることのできる担い手の育成による商業の振興を進めます。

目標 4、「誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり」です。南海トラフ巨大地震をはじめ、台風や豪雨による風水害などの自然災害に備え、減災力の向上のため、老朽家屋が密集した市街地の改善や防災上重要な施設整備とあわせて、災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

目標 5、「市民や事業者などとの協働による都市づくり」です。市民や事業者ニーズの多様化や、地域の実情に応じた課題に対応するため、市民、まちづくり活動団体、事業者がそれぞれ連携、協働しながら都市づくりを進めます。

次に 50 ページをお願いします。50 ページからは、第 4 章 分野別の整備方針であります。目指すべき都市像の実現に向けて、都市づくりの目標に基づく整備方針を、「土地利用」「交通ネットワーク」「水とみどり」「生活環境」「景観形成」「市街地整備」「防災」の 7 つの区分別に整理しております。

51 ページをお願いします。「土地利用の方針」についてです。

居住に必要な都市機能を市街化された駅周辺に誘導するとともに、既存集落における日常生活に必要なサービス機能を確保することにより、将来にわたって安心して暮らし続けられるように、計画的な土地利用による秩序ある都市づくりを進めます。

計画的な土地利用の推進として、区域区分や地域地区の用途地域などの適正な運用を図るとともに、見直しを計画的に行うことなどを示しております。

また、市街化調整区域での地域の実情に応じた土地利用を推進するため、特別指定区域制度を活用した土地利用を推進することとしております。

52 ページ、53 ページをお願いします。市街化区域における土地利用の誘導方針です。住宅系、商業系、工業系に分け、整理しております。

54 ページ、55 ページをお願いします。市街化調整区域における土地利用の誘導方針です。集落区域、特定区域、農業区域、森林・保全区域、土地利用検討区域に分け、整理しております。

次に、56 ページをお願いします。「交通ネットワークの方針」についてです。市民生活の利便性や市内外の交流の活性化などを図るため、機能的で有機的な幹線道路ネットワークを形成します。また、高齢者や障がい者などの移動手段を確保するため、地域の実情に合わせた交通体系の整備を図り、都市機能拠点に容易にアクセスできるネットワークの形成を図ります。

次に、59 ページをお願いします。「水とみどりの方針」についてです。快適な生活環境を創出するため、身近なみどりである街路樹や公園施設などの適切な維持管理に努めます。また、本市固有の自然、歴史、文化の活用や、ニーズに応じた効果的な整備を推進し、みどりの豊かさを市民

が実感できる都市づくりを進めます。60 ページに、公園・緑地の整備方針を示しております。

次に、62 ページをお願いします。「生活環境の方針」についてです。

ここでは、公共下水道の整備方針などを示しております。

本市では、生活排水処理の人口普及率は概ね 100%であります。今後とも、下水道施設の計画的な更新と長寿命化や耐震化による適切な維持管理を図ることとしております。

次に、64 ページをお願いします。「景観形成の方針」についてです。

豊かな自然環境と歴史、文化との調和のとれた秩序ある都市づくりを推進するとともに、快適で美しい都市景観づくりを進めます。

良好な都市景観の形成として、市民との協働により、うるおいのある良好な都市景観形成などを推進します。また、歴史的景観・自然的景観の保全と形成として、坂越地区や加里屋地区の歴史的まちなみや建築物を保全、活用することなどに取り組みます。

次に、68 ページをお願いします。「市街地整備の方針」についてです。既成市街地の整備方針として、中心市街地における「ユニバーサル社会づくりの推進」を盛込んでおります。

新市街地の整備方針として、引き続き有年地区、野中・砂子地区の土地区画整理事業に取り組むことを明らかにしております。

次に、70 ページをお願いします。「防災の方針」についてです。

南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、防災インフラの整備や、密集市街地の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。また、地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

続きまして、令和 4 年 3 月に書面開催した審議会の結果について、ご報告します。

お手元資料 1-2「令和 3 年度 第 2 回赤穂市都市計画審議会（書面開催）の結果について」をお願いします。

「赤穂市都市計画マスタープラン（素案）」について報告し、その内容について、意見照会しました。

議事結果としまして、委員数 15 人に対し、回答数 15 人と、委員の皆さん、全員から回答を得ました。「意見等あり」と回答した委員数は、4 人でした。いただいた意見に対する素案の考え方を、別紙「寄せられたご意見と市の考え方」にまとめております。

「赤穂市にとって宝ともいふべき山陽自動車道赤穂 IC を有効に活用出来ていない、他の IC 周辺では工業団地・物流基地・道の駅等の観光商業施設が必ず存在し有効に活用されている。赤穂市においても赤穂 IC 周辺の用途地域変更を行い有効活用出来るようにすべきであると考えます。」というご意見に対する、素案の考え方は、「赤穂 IC 周辺については、2030 赤穂市総合計画で土地利用検討エリアに位置づけており、産業用地の可能性を有する地区として、民間活力による産業基盤の整備を検討していきます。また、赤穂 IC 周辺の市街化区域への編入、有効活用については、土地利用が進んでいない市街化区域が減少した段階で検討していき

いと考えております。」

続いて、「工業・商業・観光業の活性化のインフラとして、また BCP におけるライフライン確保の観点からもさらなる幹線道路の改良・維持・補修および市外との重要アクセスである高取峠トンネル等の幹線道路の整備を行うべきと考えます。」というご意見に対する、素案の考え方は、「「交通ネットワークの方針」において、関係機関に高取峠のトンネル化を要望すること、赤穂大橋線などの幹線道路の整備を図ることを明示しており、引き続き高取峠のトンネル化の要望活動および幹線道路の整備を推進します。」

続いて、「御崎地区や坂越地区等の観光地や農業・漁業施設周辺に従来にはない新しいタイプの出店希望者が市街化調整区域の規制により出店をあきらめる事無の様、出店規制の緩和・手続きの簡略化を行い、出店を応援し、魅力ある街づくりを行うべきと考えます。」というご意見に対する、素案の考え方は、「御崎地区の市街化調整区域については、地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度の指定を行い、必要に応じて制限の緩和を行っております。また、坂越地区については、県の「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」に基づく特区の指定に向けた申出をする予定であります。今後も、特別指定区域制度等を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進していきます。」

続いて、「今後の人口減少および社会インフラの老朽化対策リニューアルを考えると、市内全域をくまなくインフラリニューアルを行う事は不可能であり住居地域や公共施設の集約・統合は避けて通れないと思えます。そのためには限られた財源を集中してコンパクトシティー化を図るべきと考えます。」というご意見に対する、素案の考え方は、「「都市づくりの目標」において、JR 播州赤穂駅周辺、土地区画整理事業を進めている JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を掲げ、コンパクトな都市づくりを目指します。」

続いて、「「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が改正されて、市町村による「心のバリアフリー」の推進が強調されています。赤穂市のマスタープランでは、68 ページに「心のバリアフリー」について触れられているものの、既成市街地の整備目標の一つとして留まっています。そのため、49 ページの目標 4 に「心のバリアフリー」について追記するのはいかがでしょうか。」というご意見に対する、素案の考え方は、「ご意見のように、ハード面の環境整備によるバリアフリー化の推進だけではなく、「心のバリアフリー」の推進についても、重要な項目と考えます。ご意見を踏まえ、49 ページの都市づくりの目標 4：誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりに「心のバリアフリー」について追記することを検討します。」

続いて、「統計数値について、2015 年のデータが使われていますが、国勢調査 2020 年のデータが一部公表されているので、それを示して欲しいです。特に本マスタープランを用い、新型コロナウイルスによる影響を今後見ていくときに、R2 年度のデータの有無でどれだけの落ち込みがあったかなど比較できるため採用して頂きたいです。同じく、赤穂市統計書

も R2 年度の公表はされているので使用して頂きたいです。」というご意見に対する、素案の考え方は、「2020 年の国勢調査のデータについて、公表済みのものは赤穂市都市計画マスタープラン（素案）に掲載しております。未公表のデータにつきましては、公表され次第、データの更新を行う予定です。赤穂市統計書等、その他データにつきましても、最新のデータを反映します。」

続いて、「西播磨地域都市計画区域マスタープランの概要説明でも、新型コロナウイルスの影響が述べられていたので盛り込む必要があります。」というご意見に対する、素案の考え方は、「ご意見の新型コロナウイルスの影響について盛り込む必要があるという考えを踏まえ、「都市づくりの視点③：安心・安全な都市空間づくり」において、新型コロナウイルス感染症を契機とした仕事の場を選ばない働き方など、新型コロナウイルスを契機とした新しいライフスタイルに対応した都市づくりについて示しています。」

続いて、「39 ページの公園について、「適切な維持管理による長寿命化」の中身は、具体的には遊具更新との説明でした。素案では、長寿命化のあと遊具更新についても併記されているので、「遊具更新を行い適切な維持管理によって長寿命化をはかる」ことが重要です、という表記になるのではないのでしょうか。」というご意見に対する、素案の考え方は、「ご意見を踏まえ、「遊具の市民ニーズに応じた更新や適切な維持管理による長寿命化」に修正します。」

続いて、「24 ページの都市計画道路の整備状況について、都市計画マスタープラン 2013 年と比較して、路線数の変更があるのはどういった理由からでしょうか。具体的には本文中幹線街路 25 路線、表中 16m 以上～22m 未満 7 路線、12m 以上～16m 未満 13 路線の部分です。2 路線は具体的にどの路線でしょうか、またこの約 10 年の間に工事が完了したということでしょうか。同じく、25 ページの都市公園については、公園 56 箇所ですが、どのような整備等が行われた結果公園数が減少しているのでしょうか。」というご意見に対する、素案の考え方は、「都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない都市計画道路・公園においては、全国的に建築制限の長期化などの問題が顕在化し、本市でもこれらの長期未着手都市計画道路・公園を対象に、その必要性を検証し、見直しを行いました。この長期未着手の都市計画道路の見直しにより、塩屋駅北線および新田鷗和線が、現道および周辺道路の整備により、路線を代替する機能が確保されたことから廃止され、都市計画道路の路線数は、27 路線から 25 路線に変更になりました。また、都市公園については、総門町公園、駅前町第 2 公園および上町公園が、周辺地域における公園および児童遊園の整備により、代替機能が確保されたことから廃止され、公園数が 59 箇所から 56 箇所に変更になりました。」

続いて、「今後 10 年内では特に、国道 2 号線、山陽自動車道と市街地を南北に結ぶ千種川沿いではないルートが防災と産業誘致の面から非常に重要になります。具体的には、県道大津西有年線と今は社会基盤整備プログラムにはのっていない赤穂 IC 付近から清水工業団地経由で赤穂佐伯線に抜けるルートの整備が必要です。県道大津西有年線整備の進捗が遅れている中、42 ページ以降の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で

産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更についても盛り込んでいかないといけないと思います。災害時の都市機能維持という観点については、同様に 56 ページ以降の交通ネットワークの方針においても重要度を上げて触れていただきたいです。」というご意見に対する、素案の考え方は、「ご意見の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更については、本マスタープランが 2030 赤穂市総合計画に基づいた計画であることから、見直し等を行いません。また、幹線道路等の災害時の都市機能維持という観点については、56 ページ (3) 道路の配置・整備方針において、「通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。」と示しております。幹線道路等の整備に関する重要度については、本マスタープランに基づいて、個別に検討していくものと考えます。」

続いて、「64 ページ①「良好な都市景観の形成」の部分で、景観アドバイザー制度の活用が挙げられていますが、この制度は②の歴史的景観の保全についても活用すべき内容ではないでしょうか。また、どのエリアに対して活用することを検討しているのか、具体的な案があれば説明が欲しいです。」というご意見に対する、素案の考え方は、「市街地景観形成地区内等での建築行為および大規模建築物等に対し、専門家による技術指導を行うことにより、よりよい都市景観を創造することを目的とし、景観アドバイザーを設置しております。よりよい都市景観を創造することを第 1 の目的としておりますので、「良好な都市景観の形成」の部分に示しております。景観アドバイザー制度については、市街地景観形成地区などエリアを限定せず、必要に応じて活用し、よりよい都市景観を創造するよう取り組んでまいります。」

続いて、「赤穂市公共施設等総合管理計画との整合性はどうか。」というご意見に対する、素案の考え方は、「赤穂市公共施設等総合管理計画においては、今後の人口減少や少子高齢化に伴い、厳しい財政状況が予測され、効率的でコンパクトな施設運営を行っていく必要があるため、市が保有する施設の総延床面積を縮減することを目標としております。本マスタープランにおいても、都市機能拠点に容易にアクセスできるネットワークの形成を図り、都市機能の誘導を推進すること、都市計画道路について、優先順位を踏まえた整備を図るとともに、必要性が低下した計画路線の見直しを行うことなどにおいて、赤穂市公共施設等総合管理計画との整合を図っております。」

いただいた意見により素案の変更をした箇所を、「赤穂市都市計画マスタープラン改定にかかる新旧対照表」にまとめております。

39 ページ、「都市づくりの課題」に関する課題について、「既設公園については、適切な維持管理による長寿命化や、市民ニーズに応じた遊具更新が必要です。」を「既設公園については、遊具の市民ニーズに応じた更新や適切な維持管理による長寿命化が必要です。」に変更しました。

49 ページ、「都市づくりの目標」の目標 4：誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりについて、「JR 播州赤穂駅周辺や JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー

	<p>化を推進し、だれもが生活しやすいユニバーサル社会づくりを進めます。」を「JR 播州赤穂駅周辺や JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化によるハード面の環境整備とともに、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策の展開を図り、だれもが生活のしやすいユニバーサル社会づくりを進めます。」に変更しました。</p> <p>続きまして、赤穂市都市計画マスタープランの改定スケジュールについて、ご説明します。</p> <p>お手元資料 1-3「赤穂市都市計画マスタープラン改定スケジュール(案)」をお願いします。</p> <p>本計画の構成は、市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ごとに定める「地域別構想」の 2 段階構成とし、本審議会でその内容について、ご審議いただきます。</p> <p>今年度、本審議会を 4 回計画しており、本日の第 1 回審議会で、「全体構想」について、ご審議いただきます。</p> <p>第 2 回審議会で、「地域別構想」について、ご審議いただきます。9 月頃を予定しております。</p> <p>第 3 回審議会で、本計画の「パブリックコメント案」について、ご審議いただきます。10 月頃を予定しております。ご審議いただいた「パブリックコメント案」を基に、約 1 カ月間、パブリックコメントを実施します。</p> <p>第 4 回審議会で、本計画の最終的な素案について、ご審議いただきます。12 月頃を予定しております。</p> <p>また、本計画の住民説明会を 8 月頃に予定しております。作業の進捗状況によって、スケジュールは前後します。こちらが、現時点でのスケジュール案になります。</p> <p>以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>第 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。ただいまの説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>意見がないようです。</p> <p>赤穂市都市計画マスタープランの改定につきまして、事務局からの説明にもあったように、令和 4 年度の改定を目指して、継続審議をしていきます。</p> <p>それでは、次第 6.「報告事項」に入ります。報告第 1 号「都市計画の概要」について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第 1 号「都市計画の概要」についてご報告します。議案書は 5 ページをお願いします。資料 2「都市計画の概要」を添付しております。</p> <p>この「都市計画の概要」は、赤穂市の都市計画の状況について、その概</p>

要をまとめたものでありまして、順にご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

1、都市計画とは 都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画であります。

2、都市計画のしくみ 1、都市計画区域の指定 赤穂市は行政区域の全域 12,685ha が都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた 2 市 1 町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。

次に 2 都市計画の内容、(1) の市街化区域および市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域および北部有年駅周辺の 1,418ha を計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の 11,267ha を市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。

次に(2) 地域地区についてであります。2 ページをお願いします。

まず、①の用途地域は、市街化区域内の 1,418ha において、第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの 11 種類を指定しています。

次に②の風致地区は、都市における自然美の維持および環境を保全するため、赤穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの 6 地区を指定しています。

次に③の臨港地区は港湾を管理運営するための地区として赤穂臨港地区 3.3ha を指定しています。

次に 3 ページをお願いします。(3) 都市施設です。まず、①の道路の整備状況につきましては、路線数の合計 30 路線、総延長 49.06 km を計画決定しており、このうち改良済み延長は、35.06 km となっております。

次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。まず、(イ) 公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで 401.61ha を計画決定しており、このうち開設面積は、193.67ha となっております。

また、欄外に記載の、一人当りの開設公園面積は 42.3 m² となっております。

続いて 4 ページをお願いします。(ロ) の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで 1.71ha の計画面積のうち 1.18ha が供用済となっております。

次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。

(ハ) のごみ焼却場、ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして 2.5ha を計画決定し供用しております。

(ニ) の下水道につきましては、7 ページから 9 ページに概要をまとめておりますので、後ほどご説明いたします。

次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として 1.45ha を計画決定し供用しております。

次に 5 ページをお願いします。(4) 市街地開発事業であります。市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和 27 年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、13 地区 470.2ha を都市計画決定しております。このうち、10 地区は既に換地

	<p>処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区、浜市地区の3地区で施行中であります。</p> <p>6 ページをお願いします。(5)の地区計画等であります。地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導していく地区レベルでの計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺および野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。</p> <p>次に(6)の防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、尾崎地区および塩屋地区において「防災再開発促進地区」を指定しております。</p> <p>7 ページをお願いします。赤穂市公共下水道の計画概要になります。</p> <p>1.の基本計画、赤穂処理区から、次の6.の小島処理区までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めております。</p> <p>次に、8 ページをお願いします。8.総事業費につきましては、総事業費706億円に対し、令和3年度末投資額は、御崎第2ポンプ場整備工事および土地区画整理地内の污水管渠築造工事等により、昨年度から9億円増の661億円となっております。</p> <p>9 ページをお願いします。9.下水道普及状況であります。表のとおり、地区別に令和4年3月末時点の下水道普及状況をまとめております。</p> <p>まず、整備面積は、全地区合計1,600.6haとなっており、水洗化率は、全体で98.6%となっております。また、行政人口の対する下水道普及率は99.5%となっております。</p> <p>報告第1号の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。ただいまの説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>前回の令和3年度の書面開催の時には、意見書のほうで、だいたい質問をさせていただいて回答をいただいております。やはり今回、都市計画マスタープランを改定するにあたり、パブリックコメントを実施するまでに、どういったことが2030年までの間にソフトの部分で考え方を変えていかなければならないかというところの説明をする必要があると思います。質問ではないですが、考えとして思っております。</p>
会長	<p>意見ということですね。他にございませんか。</p> <p>他にないようでしたら、次第7.その他に入りたいと思います。事務局は何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、市内全域のまちづくりの方針である「全体構想」について、ご審議いただきまして、ありがとうございます。今後、また何かお気付きの件がございましたらお願いいたします。次回は、地域ごとのまちづくりの方針である「地域別構想」について、ご審議をお願いします。</p> <p>開催日については、9月頃を予定しておりますが、改めてご案内させていただきます。事務局からは以上です。</p>

会長	<p>他にないようでしたら、これで本日の都市計画審議会の議事事項はすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
----	--